

# PwC Tax Insight (No.11/2020)

## 外貨建機能通貨の利用に関する財務省告示

Issued Date: 30 March 2020

外貨建機能通貨の使用に関し、適用為替レートを定めた財務省告示第1号が発表されました。

歳入法典改正法第50号(B.E.2562(2019))(以下、「改正法」)は、企業が法人所得税の計算目的で外貨建機能通貨を使用することを認めており、2019年1月1日以降に開始された会計年度より適用されています。詳細については、下記リンクよりTax Insight No.10/2019 を参照してください。

<https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-insights/2019/tax/jp/2019-pwc-Tax-insight10-jp.pdf>

財務省は2020年3月21日より適用される財務省告示第1号で、以下に述べる為替レートを使うよう規定しています。

内容については、下記を参照ください。



## 外貨建機能通貨適用為替レート

- 機能通貨の使用または変更が認められた会計期間の前会計期間の末日(以下「前会計期間末日」という)におけるすべての通貨、資産、負債およびその他の項目(前期繰越残高)は、会計監査の資格を取得した者が監査・承認を行った会計規則に従った為替レートで換算される必要があります。

PwCの見解:本告示では、前会計期間末日における歳入法典第65条(ter)12で定められた税務上の繰越欠損金の為替換算方法については述べられていません。

- 会計期間の末日において、未決済のすべての通貨、資産および負債は、以下のいずれかの為替レートによって、機能通貨に換算される必要があります。
  - 仲値レート
  - 歳入局長官によって特別に承認されたその他のレート
  - タイ国中央銀行により算出された各商業銀行の買いレートの平均値または売りレートの平均値

機能通貨または適用する為替レートの変更には、歳入局長官の事前承認が必要です。

また、2020年3月21日より施行された財務省告示第2号で、タイ国通貨以外に適用可能な通貨として、以下の外貨が規定されています。

USD、GBP、EUR、JPY、HKD、MYR、SGD、BND、PHP、IDR、INR、CHF、AUD、NZD、CAD、SEK、DKK、NOK、CNY、VND、KRW、TWD、AED

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Somsak Anakkasela  
Sudarat Isarakul

#### 日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志  
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
[atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純  
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

名賀石 樹  
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)  
[tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎  
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)  
[matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀  
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)  
[aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典  
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)  
[tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

小島 大佑  
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)  
[daisuke.k.kojima@pwc.com](mailto:daisuke.k.kojima@pwc.com)

川又 麻美  
(0 2844 1321)  
[asami.kawamata@pwc.com](mailto:asami.kawamata@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。